

町村で実際に実施してゆくための市町村レベルにおける保健計画が立案される時であり、この時には、各プログラム別、職種別の個々の事業の実施計画が中心となり、また、これと、同時に保健所において市町村の保健計画に対する保健所の活動計画および保健所個別の保健計画（監視行務など）がたてられる。概説的にいえば、通常、技術的な事業は市町村中心に、行政指導取り締まり的な保健計画は保健所単位に計画されると考えてよい。

八、事前協議

共同保健計画を始めるには、まず各市町村ごと、もしくは保健所単位で関係機関、団体責任者が会合をもって、事前のトップレベルの打ち合わせを行なうこと、が大切である。従来、ややもすれば業務担当者のみで計画がたてられて、その全体の調整がとれなかつたり、また理事者や管理者が、事業の遂行にあたつて、その方針決定に関心をもつて行なわれないために、後で思わぬ、くいちがいを来たすことがあつた。保健所運営協議会や国保運営協議会などで、このような事項についての話し合いが行なわれるなら極めて有意義なことである。保健所長は、市町村長や助役と常時接触を保つて、地方自治体の理事者の啓蒙につとめること、が大切である。また衛生課長、保健課長との常時の接触はもち論のことである。

の事前打ち合せでは、その市町村民の健康のためにお互に役割をきめて、どのような進行日程をもつて進めてゆくかをよく話し合っておく。この時期は、市町村の予算編成の時期を考慮して九月か一〇月中に開く必要がある。

保健計画の施策 (Policy) を決め、それに対する総括的な事業計画の大綱をつくるためのものであり、一種の戦略会議的な会合であるので、それに提出するプログラムだけを詳細に説明するためのもの。よりは、市町村の保健問題とその対策を全体的に考えるための資料が必要であり、この全体的な計画にひきつづいて行なわれるプログラム別、地区別、職種別の保健計画のときには、それに関した事項についての、より詳細な基礎資料が必要となる。また基礎資料というとややもすれば理想的なぼう大なものを要求しがちであるが、ます可能な範囲から始めることができるのである。また保健所によれば、資料作成のフォームを示す程度にして、できるだけ市町村が自ら資料をまとめて作成するよう助言し、援助することが必要である。特に市町村の衛生課の職員の指導にまつことが多い。

ハ・共同保険計画会議の
資料の作成

の資料をあつて、

ハ、共同保健計画会議の資料の作成

各種の資料をあつめて要約し、それをだれにでもわかるような形で提供するのが、保健所の技術的、教育的指導の要点である。各資料をそのまま出しては到底これは消化しきるものではないので、簡潔な箇条書きの要約やグラフなどの統計や視覚的にわかりやすくした図や、自作スライドなど、衛生教育の原理方法等を充分活用した資料の作成が大切である。このためには、衛生教育担当者を中心として保健婦、統計担当者などとよく打合せて、皆でチームになって市町村の衛生課、国保課の人々の援助をして、できるだけ市町村が自らの手で資料をつくるよう努められることが大切である。また問題を考えるのに、効果的な映画やスライドがあればそれをととのえてゆくこともよい。資料の最終的なとりまとめや作成は、衛生課長、国保課長の手によつてなされるべきである。

会議は市町村が主体となり、地区組織活動に参加している団体の関係者をまじえ、保健所は助言者的な立場で参加するのが最もよい。この会議は、市町村自治体の自発性を高め、役場および住民の自主的な問題決定を行なう最も大切なものとして、保健所は最も教育的な配慮が必要である。

二、共同保健計画会議の開催

要である。会議は市町村長を中心として、司会や会の進行に社会教育関係者の援助を得て行なわれるならば、保健は、単に衛生だけの分野でなく、住民の全生活的なものだということを考える大へんよい機会となる。会議は、問題の提起、問題の優生順位の決定、事業計画の三段階にわかれ。いづれも、極力みんなの話し合いを中心進めなければならぬ。事業計画の部では、大綱とその実施のための市町村、保健所、民間団体の役割りを決める程度にとどめ、それ以上の詳細は、少なくとも環境衛生部門、疾病予防部門の二つの部会をつくって技術討議が必要であろう。この部会では、とりあげる各保健問題について、対策としての事業の目的、目標、業務の形態、対象、技術的内容、および特に地区診断の対象としてとりあげるべきテーマなどについての大まかな係数的な骨子を組みたてる必要がある。この会議は、市町村の理事者に保健問題に関する理解を深め、次の保健行政計画に積極的に参加してもらうよい機会となろう。

共同保健計画で示された保健計画の方針に基づいて、市町村衛生課、国保課では新年度の事業計画および予算編成にとりかからなければならない。共同保健計画は、予算および事業計画の確立によって、はじめてその第一目的を達すること

六、保健行政計画

が出来たといえよう。行政計画においては、業務測定の方法が充分活用されなければならない。事業目的を明らかにし、事業目標をさだめ、それを達成するに必要な労働量、資材、経費の見積りを行なうものであり、このためには、当該市町村の財政状況や地方交付税交付金に示された基準財政需要額とをにらみ合わせて、可能な範囲の合理的伸展をはかるために、保健所總務課長を、中心とした予防課、衛生課職員のチームによる市町村衛生課の援助および指導は極めて大切なことである。また保健所でも、共同保健計画に示された方針と、市町村の衛生、国保関係の能力、過去の実績などに基づいて、当該市町村に次年度において、どれほどの職員、資材、経費、事業を投入できるかを事務および技術の両面より検討してみると必要である。

今廣報活動

心と協力を得るために、広報活動が大切である。予算がきまとると、市政ニュース、公民館ニュース、ローカル紙などあらゆる方法をつかって、地区の保健問題に対する保健行政計画の予算についての広報活動が必要であろう。また共同保健計画に参加した機関、団体、個人にはぜひとも確定した予算を知らせてその計画の遂行にさらに積極的な参加を期する必要がある。

